

○内閣府  
総務省 令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二百二十条第一項第七号及び第八号並びに第四百四十九条第一項第七号及び第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令  
（平成十八年 内閣府 令第三  
総務省）

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 業務の内容(当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社(第十三条第一項第九号及び第十一号において「銀行業高度化等会社」という。)である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制)を記載した書類</p> <p>〔ハ・ニ 略〕</p> <p>五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社(銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条</p>	<p>(郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請)</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 業務の内容(当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社(第十三条第一項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」という。)である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制)を記載した書類</p> <p>〔ハ・ニ 同上〕</p> <p>五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社(銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう</p>

までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2  
〔略〕

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十七号までに掲げる会社をいう。次条第一項第九号及び第九條第一項第七号において同じ。)を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

〔十・十一 略〕

十二 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

。第七条から第十三条までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2  
〔同上〕

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇八 同上〕

九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九條第一項第七号において同じ。)を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

〔十・十一 同上〕

十二 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載し

2 「略」

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 銀行法第七条第一項の認可

二 銀行法第十三条第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)、第十三条の二ただし書、第十六条の二第八項若しくは第十四項又は第十六条の四第二項ただし書の承認

三 銀行法第十六条の二第十項又は第二十七条から第二十九条までの規定による処分

四 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) 第二条第一項又は第二百二十六条の二第一項の認定

第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇七 略」

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合(法第二百二十条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなければなら

た書類

2 「同上」

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 「同上」

一 銀行法第七条第一項の規定による認可

二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の四第二項の規定による承認

三 銀行法第二十七条、第二十八条又は第二十九条の規定による処分

四 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) 第二条第一項又は第二百二十六条の二第一項の規定による認定

第十三条 「同上」

「一〇七 同上」

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第二百二十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければ

ない場合を除く。)

八の二 子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第十五号において同じ。)以外の外国の会社(同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。)を子会社としようとする場合(法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。)

八の三 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合(法第二百二十条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。)

九 郵便貯金銀行が、現に子会社としている銀行業高度化等会社(銀行法第十六条の二第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を銀行業高度化等会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)とした場合

十 郵便貯金銀行の子会社(新規事業分野開拓会社等(銀行法施行規則第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。))又は事業再生会社(同条第十二項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。)の子会社を除く。)が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。)

ならないとされるものを除く。)を子会社とした場合

八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。)以外の外国の会社を子会社としようとする場合

〔号を加える。〕

九 郵便貯金銀行がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十 郵便貯金銀行の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(法第二百二十条第一項第三号に掲げる場合を除く。)

十一 銀行法施行規則第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（郵便貯金銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第二十六号において同じ。）又は関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第一百一十一条第一項の認可を受けて郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社（銀行法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の銀行業高度化等会社をいう。第十三号及び第十六号の二において同じ。）である場合を除く。）

十二 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合  
十三 郵便貯金銀行又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社及び銀行法施行規則第十七条の七の三第一項に規定する特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該の会社が郵便貯金銀行の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

〔号を削る。〕

〔号を加える。〕

十一 郵便貯金銀行又はその子会社が、銀行法施行規則第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

〔号を加える。〕

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決

十四 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を  
を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその  
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

「号を削る。」

権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第百  
十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の  
規定により認可を受けている場合、法第百十三条第一項の規定  
により認可を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一  
号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条  
第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九  
号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、  
法第百十三条第五項の規定により認可を受けている場合（第九  
条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に  
限る。）、法第百二十条第一項第二号の規定により届出をしな  
ければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。）

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数  
を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則  
第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六  
条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く  
。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を  
保有しなくなった場合（第十五号に掲げる場合を除く。）

十四 銀行法施行規則第十四条の四に規定する子法人等又は第十  
四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を  
除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」  
という。）を新たに有することとなった場合（新たに有するこ  
ととなった特殊関係者が法第百十一条第一項の規定による認可  
に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権



「号を削る。」

十五 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象金融機関等（法第一百一十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第二百二十条第一項第五号に該当する場合を除く。）

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象金融機関等（当該郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（子会社対象金融機関等に限る。）が当該子会社対象金融機関等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十六の二 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（当該郵便貯金銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十五 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合  
十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

「号を加える。」

「号を加える。」

〔十七・十八 略〕

十九 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一項第三十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（同項第三十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

〔二十〇二十五 略〕

二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十七 〔略〕

〔二〇四 略〕

5 第一項第十四号に掲げる場合において、銀行法第十六条の第二項第十二号から第十四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第十三号から第十六号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決

〔十七・十八 同上〕

十九 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一項第二十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（銀行法施行規則第三十五条第一項第二十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

〔二十〇二十五 同上〕

二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十七 〔同上〕

〔二〇四 同上〕

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

〔項を加える。〕

権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

7 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号及び第十三号から第十六号の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請)

第十八条 郵便保険会社は、法第三百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〜三 略」

四 当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（第二十八条第一項第七号及び第九号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

「ハ・ニ 略」

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請)

第十八条 郵便保険会社は、法第三百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〜三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

「ハ・ニ 同上」

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、

郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第一百七  
第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二條から第二十八  
條までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数  
（同項に規定する基準議決権数をいう。第二十二條から第二十  
八條までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合に  
は、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第三十九條第一項（同  
條第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第  
四項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した  
書類

2  
〔略〕

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二條 郵便保険会社は、法第四十一條第三項の認可を受け  
ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融  
庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社  
（保険業法第六條第一項第三号から第七号まで又は第九号か  
ら第十八号までに掲げる会社をいう。次條第一項第九号及び第  
二十四條第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合  
には、当該特定子会社対象会社に関する第十八條第一項第四号

郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第一百七  
第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二條から第二十八  
條までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数  
（保険業法第一百七條第一項に規定する基準議決権数をいう。第  
二十二條から第二十八條までにおいて同じ。）を超えて保有す  
ることとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容  
を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第三十九條第一項（同  
條第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の  
規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載  
した書類

2  
〔同上〕

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二條 郵便保険会社は、法第四十一條第三項の規定による  
認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添  
付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇七 同上〕

八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社  
（保険業法第六條第一項第三号から第七号まで又は第九号か  
ら第十五号までに掲げる会社をいう。以下この号、次條第一項  
第九号及び第二十四條第一項第十一号において同じ。）を子会  
社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八條

イからニまでに掲げる書類

九 「略」

十 その他金融庁長官及び総務大臣が法第四百四十一条第三項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 「略」

(郵便保険会社の届出事項)

第二十七条 法第四百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 保険業法第八条第一項の認可

二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第八項若しくは第十四項若しくは第七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の承認

三 保険業法第百六条第十項、第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

四 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

五 預金保険法第百二十六条の二第一項の認定

第二十八条 法第四百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第一項第四号イからニまでに掲げる書類

九 「同上」

十 その他金融庁長官及び総務大臣が法第四百四十一条第三項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 「同上」

(郵便保険会社の届出事項)

第二十七条 「同上」

一 保険業法第八条第一項の規定による認可

二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認

三 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

四 保険業法第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

五 預金保険法第百二十六条の二第一項の規定による認定

第二十八条 「同上」

「一〇五の二 略」

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百四十九条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

六の二 子会社対象会社（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第十三号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）

六の三 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第百四十九条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第六号に該当する場合を除く。）

七 郵便保険会社が、現に子会社として<sup>レ</sup>いる保険業高度化等会社（保険業法第百六条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を<sup>レ</sup>保険業高度化等会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）とした場合

八 郵便保険会社の子会社（新規事業分野開拓会社等（保険業法施行規則第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。）又は事業再生会社（同条第十四項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第

「一〇五の二 同上」

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六の二 保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

七 郵便保険会社がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

八 郵便保険会社の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百四十九条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

十一号並びに第六項において同じ。)の子会社を除く。)が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第四百十九条第一項第三号に該当する場合を除く。)

九 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(郵便保険会社の子会社であるものに限る。))の子法人等(保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。))又は関連法人等(同条第四項に規定する関連法人等をいう。))を除く。以下この項において「特殊関係者」という。を新たに有することとなった場合(新たに有することとなった特殊関係者が法第三百三十九条第一項の認可を受けて郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社(保険業法第六十六条第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の保険業高度化等会社をいう。第十一号及び第十四号の二において同じ。))である場合を除く。)

十 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十一 郵便保険会社又はその子会社が、他の会社(外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び保険業法施行規則第五十八条の七第一項に規定する特

「号を加える。」

「号を加える。」

九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

例事業再生会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合(当該他の会社が郵便保険会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。)

〔号を削る。〕

十二 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社(保険業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合(法第三十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けている場合、法第四百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合(第二十二条第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。)、法第四百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合(第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。)、法第四百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合(第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。)、法第四百四十九条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。)

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合(第十三号に掲げる場合を除く。)

十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(子会社を除く。以



〔号を削る。〕

十三 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（保険業法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第百四十九条第一項第五号に該当する場合を除く。）

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

十四の二 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業法第百六条第一項第十六

下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

号に掲げる会社（当該郵便保険会社の子会社及び他業保険業高度化等会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業保険業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業保険業高度化等会社となったことを知った場合

十五 「略」

十六 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第二十一号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（同項第二十一号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

「十八」二十 略

「2」4 略

5 第一項第十二号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十三号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第十一号から第十四号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決

十五 「同上」

十六 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

「十八」二十一 同上

「2」4 同上

5 第一項第九号又は第十一号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

「項を加える。」

<p>権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>7 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号及び第十一号から第十四号の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。</p>	<p>6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十二号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。